

別表十の二(一)

「14」、「16」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書

連
事
年
結
業
度・
・
・
・

法人名

() 円

別表十の二(一)

平二十七年・四・一以後終了連結事業年度分

各 連 法 人 に お け る 第 2 項 の 算 場 合	地区又は地域	措法第68条の63第1項の表の各号又は第2項の区分 (第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区))	1	第1号 ・ 第2号 ・ 第2項	情報通信産業特別地区	特定事業に係る連結所得の金額	13	円			
	設立年月日	2	平成	特別控除額 (13)又は(22)× $\frac{(13)}{(19)} \times \frac{40}{100}$		14					
「14」欄 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第1項第1号」 ② 「区分番号」欄：「10207」 ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額	(1)が第1号又は第2号	特定事業に係る個別所得金額	5	円	国際物流拠点産業集積地域	特定事業に係る連結所得の金額	15	円			
		各連結法人の(5)の特定事業に係る個別所得金額の合計額	6			特別控除額 (15)又は(22)× $\frac{(15)}{(19)} \times \frac{40}{100}$	16				
		「16」欄 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第1項第2号」 ② 「区分番号」欄：「10408」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額	(別表四の二付表14の①) (マイナスの場合は0)			8	人		調整対象連結所得金額 (13)+(15)+(各連結法人の(8)の合計)	19	円
「17」欄 沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第2項」 ② 「区分番号」欄：「10527」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額	(1)が第2項	常時使用する	10	円	調整対象連結所得金額 (18)と(19)-(20)-(21)のうち少ない金額	22	円				
		従業員割合 $\frac{(9)}{(10)}$	11					調整対象連結所得金額 (18)と(19)-(20)-(21)のうち少ない金額	22		
		特別控除額の個別帰属額 (8)又は(22)× $\frac{(8)}{(19)} \times \frac{40}{100} \times (11)$	12								
		従業員割合 $\frac{(9)}{(10)}$	11					調整対象連結所得金額 (18)と(19)-(20)-(21)のうち少ない金額	22		